

原発避難で自殺に賠償

福島地裁 東電に4900万円命令

平成23年7月、東京電力福島第一原発事故で避難中の福島県川俣町山木屋地区 渡辺はま子さん(当時58)が自殺したのは「避難生活で精神的に追い詰められ、鬱状態になった

め」として、夫ら遺族4人が東電に計約9100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁は26日、東電に約4900万円の支払いを命じた。東電によると、原発事故

が原因で自殺したとして東電に賠償請求した訴訟で初の判決。判決理由で潮見直之裁判長は、事故と自殺の因果関係を認め「展望の見えない避難生活への絶望と生ま

れ育った地で自ら死を選んだ精神的苦痛は極めて大きい」と述べた。さらに、原発事故が起きた場合の想定について「住民は避難を余儀なくされ、ストレスで自殺(自殺)に至る人が出ることも予想できた」と東電の責任を指摘した。判決によると、23年3月11日の原発事故で、山木屋地区は4月22日、計画的避難区域になった。はま子さんは6月、夫の幹夫さん(64)らと福島市内のパー

クに避難。一時帰宅していた7月1日、自宅敷地内で焼身自殺した。幹夫さんは判決後「判決

で事故と自殺の因果関係があると聞いて涙が止まらなかった。東電は謝罪してほしい」と話した。

東電は「判決の内容を精査し、真摯に対応したい」との談話を出した。(27面に関連記事)

社説

2014. 8. 27

ronsetsu@mainichi.co.jp

東電の責任厳しく指摘

判断も出ている。そういった中で、原発事故による避難生活のストレスと自殺の関係が正面から争われ、判決は因果関係を明確に認めた。個別事例での判断とはいえ、原発事故をめぐる他の訴訟や和解交渉に与える影響は少なくないだろう。女性は、原発事故後の2011年7月、当時、計画的避難区域に指定されていた福島県川俣町の自宅に一時帰宅した際、自殺した。訴えた

は、女性の夫と子供3人だ。原発事故により、女性は生まれて以来ずっと住んできた故郷を離れ、避難生活を余儀なくされた。子供と別居し、働いていた養鶏場の閉鎖で仕事も失った。野菜を融通し合うなど密接な近隣住民とのつながりも失った。短期間に次々と襲ったこうしたストレスが女性を「うつ状態」に至らしめた。判決は認定した。女性には、震災前から不眠などの

りあることを東電は当初から予想可能だったとまで判決は踏み込んだ。避難生活を送る人の中には、ストレスに強い人も弱い人もいる。脆弱性といった言葉で切り捨てることは許されない。判決が示した災害弱者への目配りは理解できる。原発事故をめぐる、訴訟以外の紛争解決法として、国による原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介続き(原発ADR)がある。こうした場で、自殺に限らずさまざまな観点から東電の責任が問われている。被害の訴えに対しどう賠償をするか。あるべき賠償の範囲についての考え方もさまざまだ。いずれにしても、被害者の声に真摯に耳を傾け、被害者に合った賠償に応じることが、原発事故を起こした東電にとっては原点になるはずだ。福島県では、自殺を含む震災関連死の死者数が1670人を超え、地震や津波で亡くなった直接死を上回る。こうした人々への賠償のあり方についてもさらに議論が必要だ。

避難者自殺判決

福島第一原発事故に伴う避難生活中に自殺した58歳の女性をめぐる裁判で、慰謝料など約4900万円を遺族に賠償するよう福島地裁が東京電力に命じた。東電にとって厳しい判断が示された。自殺をめぐる責任の所在が司法の場で争われることは少なくない。近年、過労自殺などで企業側に厳しい